

岩倉市保育園送迎ステーション事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩倉市保育園送迎ステーション事業を実施することにより、保育需要の地域的偏在に対応するとともに、保育園等の待機児童の解消及び児童の送迎に係る保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育園送迎ステーション事業 駅前の利便性の高い場所に設置した送迎ステーションと保育園等の間を車両により児童を送迎する事業（以下「送迎ステーション事業」という。）をいう。
- (2) 保育園等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園及び法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。

(実施主体)

第3条 送迎ステーション事業の実施主体は、岩倉市とする。ただし、保育園等を経営する社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(対象児童)

第4条 送迎ステーション事業の対象となる児童は、住所地と保育園等が離れている、又は保育園等の開所時間が保護者のニーズに合わない等の理由により、送迎ステーション事業の利用が必要となる児童で、次に掲げる者とする。ただし、市長が児童の発育等の状況により、安全な送迎に支障があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもであって、市内の保育園等の1歳児以上のクラスに在籍する児童
- (2) その他市長が必要と認める小学校就学前子ども

(実施日等)

第5条 送迎ステーション事業は、在籍する保育園等の休園日を除き、月曜日から土曜日まで実施する。

2 送迎ステーション事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特

別の理由があると認めるときは、当該時間を変更することができる。

(1) 送り時間 午前7時30分から午前9時30分まで

(2) 迎え時間 午後4時から午後7時まで

(巡回する保育園等)

第6条 送迎のために巡回する保育園等は、保育園等のうち市長が指定した施設とする。

(利用の申請及び決定)

第7条 送迎ステーション事業を利用しようとする児童の保護者は、岩倉市保育園送迎ステーション事業利用申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 送迎ステーション事業の利用は、1月を単位として行うものとする。ただし、途中入園や転出等の理由による場合は、この限りでない。

3 第5条第2項に規定する実施時間は、いずれか一方のみの利用をすることができるものとする。

4 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、審査の上、送迎ステーション事業の利用の可否を決定し、岩倉市保育園送迎ステーション事業利用承認書(様式第2)又は岩倉市保育園送迎ステーション事業利用不承認書(様式第3)により保護者に通知するものとする。

(中止届)

第8条 送迎ステーション事業の利用を中止しようとする児童の保護者は、岩倉市保育園送迎ステーション事業利用中止届(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(利用料の徴収)

第9条 市長は、第7条第4項の規定により承認した児童の保護者から児童1人につき、別表に定める利用料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯の利用者については、利用料を徴収しないものとする。

3 第3条の規定により送迎ステーション事業を委託する場合、第1項に規定する利用料の徴収を受託者に委託することができる。

(月途中の入退園に係る利用料)

第10条 月途中の入退園に係る利用料は、日割計算によりその額を算定するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による利用の申請及び決定の行為は、この要綱の施行の前においても、この要綱の規定により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

利用の区分	利用料（月額）
送り時間	1,250円
迎え時間	1,250円

様式第1 (第7条関係)

岩倉市保育園送迎ステーション事業利用申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

保護者 住所
氏名
電話

次のとおり送迎ステーション事業の利用を申請します。

児童名	(フリガナ) 氏 名		性別	生 年 月 日	年 齡
	-----		男・女	年 月 日	歳
保護者氏名	父		緊急連絡先		
	母				
保護者以外の緊急連絡先	(フリガナ) 氏 名		保護者との関係	緊急連絡先	

送りに来る人	氏名		送り時間	午前	時 分
迎えに来る人	氏名		迎え時間	午後	時 分
在籍(希望)する保育園等名			クラス名		
利用期間	年 月 日 から		年 月 日まで		
送迎ステーション事業の利用を希望する理由					

様式第2（第7条関係）

岩倉市保育園送迎ステーション事業利用承認書

年 月 日

様

岩倉市長

申請のありました送迎ステーション事業の利用については、次のとおり承認したので通知します。

児 童 氏 名 及び生年月日	年 月 日生（ 歳）	
利 用 時 間	送り時間	午前 時 分
	迎え時間	午後 時 分
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備 考		

様式第3（第7条関係）

岩倉市保育園送迎ステーション事業利用不承認書

年 月 日

様

岩倉市長

申請のありました送迎ステーション事業の利用については、次のとおり不承認としたので通知します。

児 童 氏 名
及 び 生 年 月 日

年 月 日生（ 歳）

不 承 認 理 由

備 考

様式第4(第8条関係)

岩倉市保育園送迎ステーション事業利用中止届

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

保護者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり送迎ステーション事業の利用中止を届け出ます。

児 童 名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢
		男・女	年 月 日	歳
保護者 氏 名	父			
	母			
在籍する 保育園等名		クラス名		
利用中止月日	年 月 日まで			
(送迎ステーション事業の利用を中止する理由)				